MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。

二　変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

三　空中線電力は、四〇ワット以下であること。

四　送信空中線は、その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が三〇〇kHzの場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の（±）一四二・五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ　チャネル間隔が六〇〇kHzの場合

割当周波数から六〇〇kHz離れた周波数の（±）二八五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

六　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2　公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。

二　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

三　空中線電力は、一〇ワット以下であること。

四　送信空中線は、その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が一五〇kHzの場合

割当周波数から一五〇kHz離れた周波数の（±）六二・五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ　チャネル間隔が三〇〇kHzの場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の（±）一二五kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

六　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第五十七条の三の二第一項ただし書中「航空局」の下に「、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）」を加える。

別表第一号の表注18中「固定局」の次に「及び第49条の32に定める基地局又は陸上移動局」を加える。

別表第二号に次のように加える。

第71　第49条の32に定める基地局又は陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1　第49条の32第1項の無線設備

(1)　チャネル間隔が300kHzのもの　285kHz

(2)　チャネル間隔が600kHzのもの　570kHz

2　第49条の32第2項の無線設備

(1)　チャネル間隔が150kHzのもの　125kHz

(2)　チャネル間隔が300kHzのもの　250kHz

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

総務大臣　山本　早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の前の見出し中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」の下に「及び平成二十八年熊本地震」を加え、同条第一項中「附則第九条第一項において「特定災害区域」という」を「以下同じ」に改め、「有する被災者」の下に「及び平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者」を、「措置として、」の下に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については」を、「までの間」の下に「、平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については当分の間」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

附則第九条第一項中「特定災害区域に住居を有する」を「附則第七条第一項に規定するこれらの」に改め、「措置として、」の下に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については」を、「までの間」の下に「、平成二十八年熊本地震に際し同法が適用された市町村の区域に住居を有する被災者については当分の間」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。